

議案第二百二十九号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七七九、〇〇〇円」を「八六七、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「地域手当」を削る。

第四条中「地域手当、」を削る。

付 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長に対する地域手当を廃止するとともに、給料の額を改定するため、本案を提出いたします。